

共用 Web サーバ利用ガイドライン

情報戦略機構

第 1 条（目的）

本ガイドラインは、茨城大学 情報戦略機構が提供する共用 Web サービスの利用に関するルールを定める。

第 2 条（用語の定義）

- 共用 Web サービス：情報戦略機構が提供する Web ホスティングサービス
- 共用 Web サーバ：共用 Web サービスが稼働するサーバ
- 仮想サイト：共用 Web サーバ上で公開される個々の Web サイト
- サイト管理責任者：仮想サイト管理の責任者。本学の常勤教職員に限る。
- 共同作業員：仮想サイトの管理をするために共用 Web サーバにログインできる者。本学の教職員および保守業者に限る。学生は認めない。
- 管理部門：情報戦略機構 情報システムマネジメント部門

第 3 条（利用目的）

共用 Web サービスは、原則として、本学の業務・教育・研究に関する情報発信の場を提供するものである。仮想サイトは以下の目的に限り設置することができる。種別ごとの制約は第 9 条に定める。

- A) 学内組織の広報用 Web サイト
- B) 研究室の広報用 Web サイト
- C) プロジェクト、事業、プログラム、研究拠点等の情報発信用 Web サイト
- D) 本学が主催／共催する学会イベント等の Web サイト
- E) 前各号に掲げるもののほか、情報戦略機構が特に認めたもの

第 4 条（申請と承認）

- サービスの利用開始時には、サイト管理責任者は管理部門へサービス利用の申請を行い、承認を得る必要がある。
- サイト管理者は、コンテンツ管理のために共同作業員を必要とする場合は、申請を行うこと。
- サービスの利用を終了する場合には、サイト管理責任者は管理部門へ利用終了の申請を行うこと。
- 仮想サイトの利用期間は原則として年度末までとする。
- 毎年度末に、サービスの利用を継続する手続きが必要である。指定した期日までに利用継続の手続きが行われなかった場合には、仮想サイトは利用停止となる。

- サイト管理責任者が利用資格を喪失した場合は、仮想サイトは利用停止となる。
- 利用停止となった仮想サイトに関する設定やサイトコンテンツは、一定期間後に削除される。
- 仮想サイトのサイト管理責任者や共同作業者を変更する場合には、管理部門に届け出ること。

第 5 条（責任分界点）

1. サイト管理責任者の責任範囲

- コンテンツの管理（CMS を含む）
- データベース内のデータの管理
- バックアップの実施

2. 管理部門の責任範囲

- 共用 Web サーバの OS およびミドルウェアの管理
- 仮想サイトのサーバ証明書の管理
- Load Balancer 等の管理
- 各仮想サイトのバックアップは行わない

第 6 条（仮想サイトのホスト名）

- 仮想サイトのホスト名は、[hostname].[subdomain].ibaraki.ac.jp の形式とする。
（例： www.eng.ibaraki.ac.jp ）
.ibaraki.ac.jp ドメインを使用することによって、その仮想サイト（のコンテンツ）が茨城大学に属することを示している。
- 組織内に単一の仮想サイトを設置する場合に限り、[hostname].ibaraki.ac.jp の形式を認める。その場合、後から仮想サイトを増やすことは認めない。

第 7 条（サイト管理責任者および共同作業者の遵守事項）

サイト管理責任者および共同作業者は、仮想サイトの運用にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- 運用管理
 - 不要になったコンテンツは速やかに削除し、継続的に管理すること。
 - 大容量ファイルの配置はサーバ負荷や他利用者への影響を考慮すること。
- 公開範囲の管理
 - PDF や画像ファイルは URL を直接指定すれば閲覧できるため、意図せず外部公開となる場合がある。
 - 公開範囲を十分確認し、必要に応じてアクセス制限を設けること。
- セキュリティ対策

- CMS（WordPress 等）を利用する場合は、プラグインやテーマを含めて常に最新状態に保つこと。
- Digest 認証などを利用する場合は認証情報を適切に管理し、容易に推測されるパスワードを使用しないこと。

第 8 条（コンテンツの制限）

仮想サイトに掲載するコンテンツについては、以下の事項に留意すること。本条に違反するコンテンツが確認された場合、管理部門は当該仮想サイトの公開停止等の措置を行うことがある。

1. 法令および権利の遵守

- 公序良俗に反する内容を掲載してはならない。
- 著作権、肖像権、商標権その他の第三者の権利を侵害する内容を掲載してはならない。
- 個人情報を本人の同意なく掲載してはならない。
- 特定の個人または団体を誹謗中傷し、または名誉を毀損する内容を掲載してはならない。

2. セキュリティの確保

- マルウェアの配布、フィッシング、詐欺等の不正行為を目的とする内容を掲載してはならない。
- 不正アクセスを助長する情報、脆弱性情報、攻撃手法等の情報を掲載してはならない。
- 認証情報（ID、パスワード、秘密鍵等）を掲載してはならない。

3. 利用目的の範囲

- 営利目的の利用、広告掲載、物品販売等を行ってはならない。ただし、情報戦略機構が認めた場合はこの限りではない。
- 宗教活動、政治活動その他本学の業務と関係のない利用を行ってはならない。
- 「本学が主催／共催するイベント」ではない、学会そのものの Web サイトとしての利用は認めない。外部の Web ホスティングサービスを利用すること。（各学会組織が費用を負担して用意すべきものであり、本学の共用 Web サービスの利用は不適切である）
- 授業資料（PDF 等）は e-Learning システムや Sharepoint サイトで配布すること。
- 講義動画など大きな動画の配信は、Microsoft365 や外部の動画配信サービスを利用すること。（共用 Web サーバはストリーミング配信に対応しておらず一斉にアクセスされると過負荷となる）

4. サービス運用への配慮

- 共用 Web サービスに過度な負荷を与えるコンテンツを掲載してはならない。
- サーバをファイル保管やバックアップ等、本来の用途以外で利用してはならない。

5. 管理部門の指示

- 管理部門から是正の指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

第 9 条 （仮想サイト種別ごとの運用規定）

A) 学内組織の広報用 Web サイト

- 組織体制図に記載されている組織であること。（茨城大学 [役職員、運営体制・組織図]）
- [subdomain]部は原則として組織名の英語略称を割り当てる。
- 同一組織内に複数の仮想サイトを設置する場合は、[subdomain]部は組織内で同一とし、[hostname]部のみを変えること。
- 組織改編により名称が変更された場合、仮想ホストの修正あるいは新サイトの構築のいずれかにより、対応すること。
- 新サイトを構築した場合には、新サイト構築後、旧サイトは速やかに停止すること。旧サイト URL へのアクセスを新サイトに転送する設定が必要な場合は管理部門に相談すること。
- 閲覧者を新サイトに誘導するために旧サイトを一定期間存続させてもよいが、期間は原則として 1 年以内とする。なお、新サイトに誘導する方法としてリダイレクト設定が可能である。

B) 研究室の広報用 Web サイト

- 本学の常勤教員の研究室であること。
- 原則として研究室あたり 1 つの仮想サイトに限る。
- [subdomain]部は「lab」とすることを推奨する。
（研究室学生が主に所属する学部や学科の）組織サブドメインとすることは、改組により変更の可能性があるのでお勧めしない。

C) プロジェクト、事業、プログラム、研究拠点等の情報発信用 Web サイト

- 茨城大学の名前を冠したプロジェクト、事業、プログラム、研究拠点等であること。
- 大学内で関与する部署が小さい場合には、実施主体の組織サイトや研究室サイトの一部として作成することを推奨する。
- 独立した仮想サイトとする場合、[subdomain]部は「project」「program」のいずれかとすることを推奨する。
- 運用期間は、原則プロジェクト期間の前後数ヶ月の範囲とする。特別な事由がある場合は、翌年度末までの延長を認める。

D) 本学が主催／共催する学会イベント等の Web サイト

- 本学が主催／共催する学会イベント等であること。
- [subdomain]部は「event」とすることを推奨する。
- 運用期間は、原則イベント開催の前後数ヶ月の範囲とする。特別な事由がある場合は、翌年度末までの延長を認める。
- アーカイブ目的での利用は認めない。（例：終了した国際会議の予稿集の提供）

第 10 条（設定変更）

- 管理部門は、通常運用の一環で共用 Web サーバの OS やミドルウェアのアップデートを行うことがある。
- 上記変更に伴い、既存の Web サイトの動的コンテンツが正常に動作しなくなることがありうる。コンテンツ修正はサイト管理責任者の責任である。
- 管理部門は、共用 Web サービス全体の可用性を維持するために、各仮想サイトに対し、サイト管理責任者への予告なく以下の設定変更を行うことがある。
 - 特定の IP アドレスからのアクセスの遮断（DoS 攻撃の遮断）
 - 特定の agent によるアクセスの遮断（行儀の悪いクローラーの遮断）
 - ファイルの所有者やアクセス権の修正
- Web サイトの改ざんなどのインシデントが確認された場合には、サイト管理責任者への予告なく、当該仮想サイトに対するすべてのアクセスを遮断することがある。
- 管理部門からの是正指示に従わない場合は、当該仮想サイトにたいするすべてのアクセスを遮断することがある。

第 11 条（その他）

- 異常に多くの容量を占めていることが判明した仮想サイトに対しては、容量削減を求めることがある。
- 不適切な目的で使用されていることが判明した仮想サイトは、許可を取り消すことがある。
- 長期間コンテンツが何も配置されない仮想サイトは、許可を取り消すことがある。
- 管理部門は、サイト管理責任者の同意なくコンテンツ領域に対して脆弱性スキャナを用いて脆弱性チェックを行うことがある。

第 12 条（改訂）

- 本ガイドラインは予告なく改訂される場合がある。
- 改訂されたガイドラインは、すでに運用している仮想サイトに対しても適用される。

以上